口座振替による会費の取り扱いについて

1. 本案内において「口座振替」とは、株式会社ＣＯＳＰＡウエルネス（以下「会社」といいます。）が経営する各種スポーツ施設の月会費（以下「会費」といいます。）を、お客さまが登録された金融機関口座（以下「指定口座」といいます。）から引き落とすことにより、お支払いいただくことをいいます。

2. 会費の口座振替は、株式会社ジャックスに委託をしております。

3. 指定口座の名義は、契約者さまご本人または配偶者さま名義に限ります。

4. 毎月27日に当月分の月会費を指定口座より自動振替いたします。尚、27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。
 （例）4月会費：4月27日に「JC COSPAウエルネス」の名称で引き落としされます。

5. 何らかの理由で、口座振替ができなかった場合、翌月会費の口座振替時に合算して引き落としさせていただきます。なお、窓口にてお支払いの場合、翌月10日までにフロントにてお支払いください。

6. 会費を３ヶ月以上滞納されますと会社が退会とみなす場合があります。

7. 指定口座を変更する場合は、フロントにて所定の手続きをお願いします。その際、キャッシュカードをお持ちください。

8. 退会後も未納会費などがある場合は、会社又は会社が委託する債権回収会社から請求をさせていただきます。その際、別途規定の手数料が必要となる場合もございますのでご注意ください。

（2026.10）